

(別表1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

I 学校全体での取組

		児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子供)		
①	いじめ未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳科・特活・総合) ○ インターネットの危険やモラルについて指導する。(社会科・道徳科・特活・総合) ○ 「特別の教科 道徳」において心の教育を充実させる。 ○ 正しい判断力(自己指導能力)を身につけさせる。(道徳科・特活・総合) ○ 進んで奉仕活動に取り組ませる。 ○ 全校的ないじめ撲滅運動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分のもの・他人の物を区別なく大切に扱うように育てる。 ○ 携帯電話やインターネットを使うルール作りをする。 ○ 生活の様々な機会を通して、相手の気持ちを考えさせたり、善悪の判断をさせたり、規範意識を育てる。 ○ 地域での様々な体験活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 		
②	いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団から離れて一人で行動している児童には、声をかけて話を聞く。 ○ 個人面談やアンケートの実施、休み時間や放課後の活動等で、児童から情報を収集する。 ○ いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○ 上履き・机・いす・学用品・掲示物等にいたずらや紛失があったらすぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供との会話をできるだけ多くする。 ○ 服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○ 子供の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○ 普段から悩みを親に相談できる家族関係を作っておく。 		
③	いじめの早期発見に関すること	1	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が子を守り抜く強い姿勢を子供に見せる。 ○ 子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞く。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針を伝え、保護者の理解と協力を得る。
			いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを保護者に伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞く。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように保護者に伝える。
		2	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が子を守り抜く強い姿勢を子供に見せる。 ○ 子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞く。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針を伝え、保護者の理解と協力を得る。
			いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを保護者に伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞く。

		○ カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等関係諸機関と連携をとる。	○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように保護者に伝える。
3	いじめられた側 行為が見えにくい場合	○ つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。	○ 我が子を守り抜く強い姿勢を子供に見せる。 ○ 子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞く。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針を伝え、保護者の理解と協力を得る。
	いじめた側	○ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー等関係諸機関と連携をとる。	○ 学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを保護者に伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞く。
	直接関係のない者	○ 傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○ 友達の言いなりにはならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。	○ いじめに気付いたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子供を育てる。 ○ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成する。

II 家庭や地域との連携

① 家庭での取組	○ 自分の子供に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。（PTA教育講演会の実施、保護者懇談会での情報提供等） ○ 子供の頑張りをしっかり認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ることのできる親になるように啓蒙する。 ○ 父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。 ○ 携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と子供で話し合って決める。
② 地域での取組	○ 子供たちと顔見知りになるために、子供たちと出会ったときは挨拶や声かけをお願いする。 ○ 公園や遊び場などで子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

（保護者の責務等）

第九条

1. 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2. 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
3. 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4. 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。